

# **武蔵野市立学校に係る部活動の方針**

**平成31(2019)年3月**

**武蔵野市教育委員会**



# 目次

1	はじめに	1
2	適切な運営のための体制整備	2
	（1）運動部活動の方針の策定等	2
	（2）指導・運営に係る体制の構築	2
3	合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組	3
	（1）適切な指導の実施	3
	（2）運動部活動用指導手引きの活用	3
4	適切な休養日の設定	4
5	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	4
6	学校単位で参加する大会等の見直し	5
7	持続可能な部活動の検討について	5
8	その他	5
9	様式例	
	（1）活動方針	6
	（2）年間の活動計画	7
	（3）毎月の活動計画及び活動実績	8
10	武蔵野市中学校部活動の在り方検討委員会 委員名簿	9
11	武蔵野市中学校部活動の在り方検討委員会 設置要綱	10



## 1 はじめに

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資する等、生徒が豊かな学校生活を送る上で、大きな教育的意義があります。また、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する教育活動であると考えます。さらに、部活動は、教育課程において学習したことなどを踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会でもあります。今後も、学校教育の一環として、より一層、教育課程との関連が図られるように留意しながら実施していく必要があります。

さて、今日、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。中学校学習指導要領(平成29年3月告示)解説総則編には、部活動の実施にあたっては、生徒が参加しやすい実施形態の工夫、生活全体を見渡した休養日や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する必要があること、また、部活動が中学校教諭等の長時間勤務の要因の一つとなっていることなどから部活動の適切な実施の在り方を検討していく必要があることが述べられています。このような中、スポーツ庁「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」や東京都教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」が策定されました。また、文化庁は、平成30年12月に運動部活動以外のすべての部活動を「文化部活動」として、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

武蔵野市教育委員会(以下「市教育委員会」)においてもこれらのガイドラインや方針に沿いながら、上記のような様々な課題を解決しつつ、部活動が、生徒の健全な成長を支え、より一層効率的・効果的に実施され、持続可能な取組となるよう「武蔵野市立学校に係る部活動の方針」(以下「本方針」)を策定しました。

市教育委員会では、本方針を、学校現場の声を十分に反映させた、武蔵野市立中学校の実情に合わせたものとするため、武蔵野市中学校部活動在り方検討委員会において、5回にわたり主に運動部活動について意見交換を行いました。武蔵野市立中学校における部活動が、学校教育の一環として、子どもたちの成長に成果を上げてきたことを再確認するとともに、本市においても、生徒が部活動に長時間取り組んでいる現状があったり、生徒のニーズに合わせた部活動を設置できなかつたり、中学校教諭等の長時間勤務の要因の一つとなっていたり、部活動を指導できる教員の確保が困難であったりと課題が多いという状況も合わせて確認することができました。これらの協議を反映させ、活動時間や休養日の設定、部活動指導員の導入など、短期的な改善の方策として本方針を策定しました。

なお、文化庁のガイドラインの内容を踏まえ、吹奏楽部をはじめとする文化部活動についても本方針に沿った活動となることが望ましいと考えます。

市教育委員会では、子どもたちの豊かな学校生活や成長を支える部活動という前提のもと、部活動指導員の導入に伴う課題の解決、レクリエーション志向の部活動や合同部活動の在り方、生徒・保護者のニーズを生かした部活動の設置等、学校教育における部活動の意義を改めて問い直しながら、持続可能な部活動の在り方について引き続き、検討していきます。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

本方針では、中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

1. 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
2. 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
3. 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

ア 市教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁平成 30 年 3 月)に則り、東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「武蔵野市立学校に係る運動部活動の方針」(以下「本方針」)を策定する。

イ 武蔵野市立中学校長(以下「校長」)は、市教育委員会の本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 運動部顧問等は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載により公表する。

オ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効果的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員<sup>1</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するよう努力する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、東京都教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>2</sup>を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28入庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市教育委員会は、東京都教育委員会と連携し、運動部活動の責任者(以下、運動部顧問とする)を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」<sup>3</sup>及び「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

#### (2) 運動部活動用指導手引きの活用

- ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うために、中央競技団体<sup>4</sup>が作成した指導手引<sup>5</sup>を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

4 スポーツ競技の国内統括団体。

5 競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの。

## 4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>6</sup>や本市の現状も踏まえ、以下を基準として設定する。

### 【休養日】

1. 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
2. 週末等に大会参加が続いた場合には、後4週間以内に休養日の振替を行う。
3. 市内一斉の部活動休養日は、年末年始(12/29～1/3)、武教研総会、武教研講演会、武教研研究発表会の日とする。
4. 定期考査前1週間は、休養日とする。
5. 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### 【活動時間】

1. 生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度(朝練習を含む)、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
2. 次の活動は、活動時間には含まない。ウォーミングアップ、クールダウン、道具の準備や片付け。

イ 校長は、2(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市教育委員会が策定した本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 市教育委員会は、上記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること<sup>7</sup>、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である<sup>8</sup>中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

6 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は20.8%で、このうち、0分の割合は14.9%であった。

8 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子36.0%・女子67.3%)」、「自分のペースで行うことができる(男子36.0%・女子59.1%)」、「友達と楽しめる(男子32.0%・女子57.3%)」が上位であった。



- イ 具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。
- ウ 市教育委員会及び校長は、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

## (2) 地域との連携等

- ア 市教育委員会は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、国や東京都の動向も踏まえ、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるよう検討を行う。
- イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請することを検討する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 7 持続可能な部活動の検討について

- (1) 市教育委員会は、教職員の部活動による多忙化解消を目指し、部活動指導員の導入などの手だてを講じ、部活動の実施を支援していくとともに、今後の持続可能な部活動の在り方を見据えるための検討を行う。
- (2) 市教育委員会は、これまで、部活動が学校教育の一環として実施されてきた教育的意義や現状における課題を踏まえ、競技志向やレクリエーション志向で行う部活動の在り方や合同部活動の設置について、その方策について検討を行う。

## 8 その他

- (1) 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、文化部活動についても本方針に準じて活動するものとする。
- (2) 市立小学校において実施されている吹奏楽クラブ等の課外活動も、本方針に準じて活動するものとする。
- (3) 市教育委員会は、本方針に沿って部活動を実施していく上で出てきた課題等について、検討委員会を設置して、引き続き検討する。

## 9 様式例

公表する

### (1)活動方針

武蔵野市立〇〇中学校 部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針	基本方針に則り、学校における部活動の方針を記載します。
適切な休養日等の設定方針	基本方針に則り、週あたりの休養日、長期休業中の休養日、1日の活動時間の設定方針を記載します。
設置されている 運動部活動名	学校において設置されている運動部活動名を記載します。
設置されている 文化部活動名	学校において設置されている文化部活動名を記載します。

(2) 年間の活動計画例

公表する

武蔵野市立〇〇中学校 〇〇部

年間目標				
部員数 (平成〇年5月現在)				
活動日	基本方針に則り、設定します。活動時間、休養日についても同様です。			
活動時間	平日	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	休日	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
休養日				
主な活動予定	4月	<p>これまで、部活動保護者会等で示している資料に必要な事項が記載されていれば、それをもって充てることも可能である。ホームページへ掲載する。</p>		
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
参加予定大会	年間の参加する予定の大会を記載します。 生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。			
主な実績	30年度			
	29年度			
	28年度			

(3) 毎月の活動計画及び活動実績例

公表しなくてもよい

〇〇部 〇月活動実績

日	曜日	活動時間・活動場所・休養日及び大会参加等
1日		〇部活動実施日に、活動時間・活動場所等を記入します。
2日		〇休養日には、記載をしないようにします。
3日		〇大会に参加した場合は、大会名や活動時間・活動場所を記載します。
4日		〇月末に顧問等が記載内容を確認し、校長へ提出します。
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		
15日		
16日		
17日		
18日		
19日		
20日		
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		
31日		

《前月の活動実績等》

生徒が安全に部活動を実施しているか、教師の負担が過度となっていないか、適宜、指導・是正を行えるように、毎月の活動実績等の内容を記載します。

顧問等氏名

印

校長名

印

## 10 武蔵野市中学校部活動の在り方検討委員会 委員名簿

役職	組織	職名	氏名
委員長	中学校校長会 代表	市立第六中学校 校長	田極 政一郎
副委員長	中学校副校長会 代表	市立第三中学校 副校長	井出 芳江
	中学校教員 代表	市立第一中学校 教諭	櫻井 ナナ
		市立第二中学校 主任教諭	赤井 紀文
		市立第四中学校 主幹教諭	宮鍋 武徳
		市立第五中学校 主幹教諭	村上 力
	地域のスポーツ代表	武蔵野市体育協会 事務局長	服部 康二
	市立体育施設 指定管理者 代表	武蔵野市生涯学習振興事業団 参事	内山 欣也
	教育委員会事務局	教育部指導課長	秋山 美栄子
		教育部統括指導主事	小澤 泰斗
		教育アドバイザー	斉藤 秀司

## 11 武蔵野市中学校部活動の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立の中学校（以下「中学校」という。）における部活動について、教員の多忙化の解消、合理的、効率的及び効果的な部活動の推進、指導内容の充実並びに部活動の継続性を図ることを目的として、その在り方を検討するため、武蔵野市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会に報告する。

- (1) 武蔵野市（以下「市」という。）における部活動の在り方及び基本的な位置付けに関すること。
- (2) 市における部活動に対する教員の関与に関すること。
- (3) 教員以外の外部の人材に対し、部活動の指導への関与を拡大すること。
- (4) 地域の団体、施設等と連携した部活動の試行並びにその成果及び課題に関すること。
- (5) 地域の団体、施設等を活用した部活動の実施方法に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市立中学校長会を代表する者 1人
- (2) 武蔵野市立中学校副校長会を代表する者 1人
- (3) 中学校の教員 4人
- (4) 地域のスポーツ団体を代表する者 1人
- (5) 武蔵野市立体育施設の指定管理者を代表する者 1人
- (6) 教育部指導課長
- (7) 教育部統括指導主事 1人
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱し、又は任命した日から同日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 第3条第4号及び第5号に掲げる委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、教育長が市長と協議して定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。